

姫岡とし子著『ジェンダー化する社会—労働とアイデンティティの日独比較史—』
(岩波書店 2004年)

小玉亮子

ビクトリア朝の妥協という言葉がある。これは、フェミニズム理論におけるキーワードのひとつといってもいいが、歴史的な事態をさすことばでありながら、その内実を丁寧に歴史的に分析したものは、これまでそれほど多くなかったのではないだろうか。

この言葉が含意するところは以下の通りである。すなわち、近代の工業革命以降、女・子どもは工場の主要な労働者となったが、次第に、過酷な工場労働から保護されるべき存在と見なされるようになる。工場法の制定などによって女と子どもは、過酷な労働から保護される対象となることで、子どもは学校へ、女は家事に、そして男は仕事へと囲い込まれていくことになる。フェミニズムは、19世紀に進行したこのような社会変化について、資

本制による家父長制との妥協であると論じた。資本制にとっては、女・子どもという安価で優良な労働力を手放すのは、自らの利益にとって明らかに不利である。しかしながら、自らの不利益を甘んじることになるにしても、女・子どもが経済力をもつことで、従来の男と女の非対称的関係を破壊することのないように、資本制が家父長制に妥協して、女・子どもという労働力を放棄したというのである。

しかし、当然のことながら、以上の説明は歴史のプロセスを単純化したもので、地域とその社会状況の相違によって、事態は、より複雑、あるいは錯綜したものであったにちがいない。本書は、このプロセスを比較史という手法によって、複雑な様相を明らかにして、実態に迫ろうとする試みであると位置づける

ことができる。

1. 比較史という方法から浮かび上がるジェンダー

この試みを行うにあたって、本書は、まず第一部において、ドイツと日本における近代の織物業に注目する。そこでまず、読者が驚かされるのは、「一般に女性の労働領域」とみなされがちであった繊維工業において、「日本では圧倒的多数が女性、ドイツでは男性中心」と担い手が異なっていたという指摘である。

この担い手の違いが、ドイツでは、男性手織工たちに手工業者としてのプライドや親方という地位を作り出したのに対して、日本では、女性の手織工がどんなに高等な技術をもっていたとしても、家業の補助労働という位置づけにとどまらせたという違いを作り出していたことが指摘される。おなじ手織工でありながら、男性が担い手となるのと女性が担い手となるのでは、労働に対する地位が異なっていたというのである。

そして、ドイツの男性親方たちは、女性が親方になることを禁止するように行動し自らの利益を守ろうとする。他方、女性労働者が多かった日本においては、例外的に男性労働者が多かった西陣で、親方という地位がつくりだされていた。

こうして、おなじ織物業でありながら、日本とドイツでその労働の担い手が異なることへ注目することによって、「女性むけの労働だから女性が担うのではなく、女性が担うことによって、その労働は事後的に女性的な意味を賦与され、女性的な性質を帯びるようになるのではないか、また男性が担うと男性的な意味合いをもつのではないか」(p.2)、という問いへの一つの答えが導き出されることになる。

さらに、分析は、織物業の力織機化の過程に進む。ドイツでは、力織機化への手織工

親方たちの抵抗は、自らのアイデンティティをかけた抵抗となったこと、他方、日本では、もともと女性たちが担い手であったために力織機化への「表面だった抵抗は起きなかった」ことが指摘される。ドイツの男性の親方たちは、力織機製品を「安価で劣悪」なもののみなしたり、力織機化それ自体への反対運動をおこなったり、また、力織機工場における女性の就業禁止を求めたりした。力織機における女性労働が次第に増加していく中で「女性労働が男性労働を駆逐する」とみなされたことが指摘される。しかし、織物業の手織にこだわった男性の親方たち自身は、力織機工場における賃金の方が家内工業における賃金よりも高くなっていったにもかかわらず、工場労働に従事しようとしなかった。このことが、まさに「手工業親方」としてのアイデンティティをかけた抵抗であったと本書が指摘するゆえんである。ところが、次第に手織りに将来がないことがあきらかなことを認識するようになった親方たちは、女性就業に反対していたにもかかわらず、自らの娘たちを力織工場に送りだしたという。本書では、その理由を、重工業などの「より多くの収入が期待でき、しかも社会的評価も高かった就業分野への男性の進出」が可能になったという背景があったという。さらに、同じ職種において男性の収入の方が女性の収入より高いという状況は、賃金を受け取る側の女性が自らの「就労の価値を低く評価してしまう」ことによっても再生産されたという分析は、女性の織工自身のアイデンティティを知る上で、たいへん重要であると思われる。

2. 家族の崩壊言説から導かれる近代家族の形成

本書の第二部では「女性保護法と社会保険の制定過程、労働力把握の近代化」が分析される。この法と制度の分析において詳細に検討されるのは、すでに第一部で示されている

「親方である夫が製織し、その傍らで補助労働の管巻きに従事する妻、気持ちよさそうに寝転んでいる犬」といった牧歌的な織工家族の絵や詩が持つ意味である。そういったものの中では、家内工業において「共同の作業は家族を結びつけ、父親と母親とを家に釘付けにし、子どもたちとの共同生活を促した」と「家族の一体化」が強調されていたこと、後に開始される工場労働は、こうした有機的に成長した結合体を引き裂き、家族を『アトム化』してしまつたと捉えられている(p.62)。ここで注目されるのは、「と捉えられている」という本書の指摘である。

つまり、本書においては、当時のこのような家内工業を理想として工場労働を批判するといった議論が、労働者家族の実態を表したものであること、むしろ、工場労働のもとの家族の崩壊言説が語られることが何をもたらしたのか、を分析することに主眼がおかれているのである。

このことは、ビクトリア朝の妥協という理解の核心に再検討を迫るものとなる。すなわち、本書は、従来のフェミニズムの『女性』は家庭という近代社会の家父長的規範がすでに所与のものとして存在し、工場法はその具現化である」という理解に異議を申し立て、女性保護法の制定時における言説は「女性たちの実働を言語化したものというより、むしろ言語化によってジェンダー間の差異を明確にし、『保護されるべき存在』としての『現実の女性』を構築するものだった」と論じるのである(p.99-100)。

ドイツの工場法改訂の議論(1878年)の分析で、興味深いのは、女性労働の大幅な制限を求め女性を「保護されるべき存在」と位置づけた議論をおこなったのが、カトリック中央党と社会民主党であり、他方、与党帝国党と進歩党は、女性労働者保護に批判的であったという指摘である。「キリスト教道徳観に基づく家族生活擁護に熱意を燃やし」ていた中

央党と「労働時間制限をも目指し、労働者の発言権を強めようとした」社会民主党が、ともに、「男は仕事、女性は家事」という議論に基づいて女性労働の制限を要求した点で一致していたのであり、ここで改訂をめざされた工場法は、実質的には「家庭役割遂行法」であったという指摘である。実際の法改訂は1891年であったが、このような一連の女性保護法の議論によって、「労働市場における女性の価値はあらためて二流と定義され、男女間で階層化された労働秩序があらたな形で構築されていくのである」という。

この動きは、ドイツをモデルとしつつ制度設計をおこなった日本の場合を検討することによってよりいっそう明確にされることになる。例えば、ドイツと同様日本でも女性労働の実態調査が行われたがそこでは、「日本の下層社会に見られた性のおおらかさが近代的市民道徳の観点から攻撃され」、「工場労働は女性の家事義務の遂行や遵守すべき性道徳に悪影響を及ぼしている」と論じられた(pp.130-131)。こういった調査は、それ自体、あるべき女性像のメッセージを伝えるものでもあったと指摘されている。

とりわけ、このような法制度の構築にあたって、それらが労働者家族の近代家族化を促したといえる重要な点は、ドイツにおいても日本においても、女性労働のなかで既婚女性と有児女性の労働にもっとも厳しい批判が向けられたという点にあるように思われる。

そして、そのことは、本書において、女性保護規定の分析に続く、社会保険制度の分析においていっそう明らかにされる。本書では、ビスマルクのもとで導入された、健康保険、労災保険、障害・老齢保険といったドイツの社会保険制度において、労働者とは男性が標準であったこと、そして、女性が議論の俎上にあがるときは、もっぱら寡婦の取り扱いであったことが明らかにされている。また、ここでも興味深いのは、「労働者の生活権確立の

ために年金増額を日指すベーベルが専業主婦モデルに立脚して議論を展開しているのに対し、比率を抑制する側の政府が妻の生計補助労働を前提としているのは論拠のためとはいえず皮肉なことである」といい、続けて「生活権という主張は時として家族を扶養できるに十分な賃金あるいは年金を男性に保証せよという発想につながり、その結果、女性を『扶養されるもの』『弱者』として構築してしまうことを、ベーベルの言説は示している」と指摘されている(p.145)。

この議論は、日本の場合においてもみられ、「労働運動も男性労働者を『家族の扶養者』と見なす議論を支持し、男性には生活安定のための『家族賃金』を要求し、女性には母性保護を前面に掲げるなど、労働者のジェンダー化の推進に寄与した」(p.179)と指摘される。

これらの議論の中で、「性モラルの遵守、生活規律の厳格化」あるいは、「家政教育」が、ドイツでは宗教関係、女性団体によって、また、日本では、主として企業によってすすめ

られ、労働者のジェンダー教育が普及していく。

こうして本書における日独の比較史において、男と女という本質的な性の分断線がまず存在し、その上で労働の分断線がつけられるという本質主義的理解が批判され、むしろ、労働の分断線が形成されることで、逆に性の分断線が構築されていくことが明らかにされる。本書はまさにこの点において、言語論的転回以降の歴史学の成果であると位置づけることができるのではないだろうか。本書で「史料を『事実の反映』とみなすのではなく、意味を生成するテキスト、ディスクールとみなして、その意味がいかに構築されたかを解釈するためにテキスト分析をおこなう方法」(p.8)がとられることによって、労働のジェンダー化が分析され、「男は仕事、女は家事」という近代家族が形成されたことが浮かび上がっているのである。